

US、EP、CN 関連資料

**AI 関連発明に係る特許出願の発明主題の特許適格性について
米国、EP、及び、中国においてそれぞれどのように判断されるのか**

2018年11月12日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

AI ("Artificial Intelligence") は、応用範囲が広く多岐にわたり、最も重要且つ将来性のある技術の一つとして注目され、種々の分野で研究、開発、利用、及び、商品化等が急速に進んでいます。AI は、コンピュータにおいてインテリジェント挙動 ("intelligent behavior") をシミュレートするコンピュータサイエンスの一部門を占め、我々の生活のほぼあらゆる側面に大きな影響を与え得る可能性を秘めています。

このような AI 関連の特許出願の発明主題の特許適格性について、米国、EP、及び、中国において、それぞれどのように判断されるのかについて、以下に説明します。

【全 6 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。